

コンプライアンス体制

● コンプライアンス体制強化への取り組み

コンプライアンスの確保、すなわち法令等の社会的規範を遵守することは企業として当然のことであり、特に、銀行においては、その公共的使命の高さと社会的責任の重さから、一般企業以上にコンプライアンスが重要性を持ちます。一方で、業態や国境を超えた金融機関の競争激化、市場等による銀行の選別という潮流が加速しつつあるなか、銀行に対して、経営の自己責任原則の徹底と透明性の確保が強く求められています。

このような状況の下、当行ではコンプライアンス体制の強化を経営の重要課題の一つとして位置付け、新銀行としてスタートした平成13年4月に、全役職員に次の事項を徹底するなど、その体制強化を進めています。

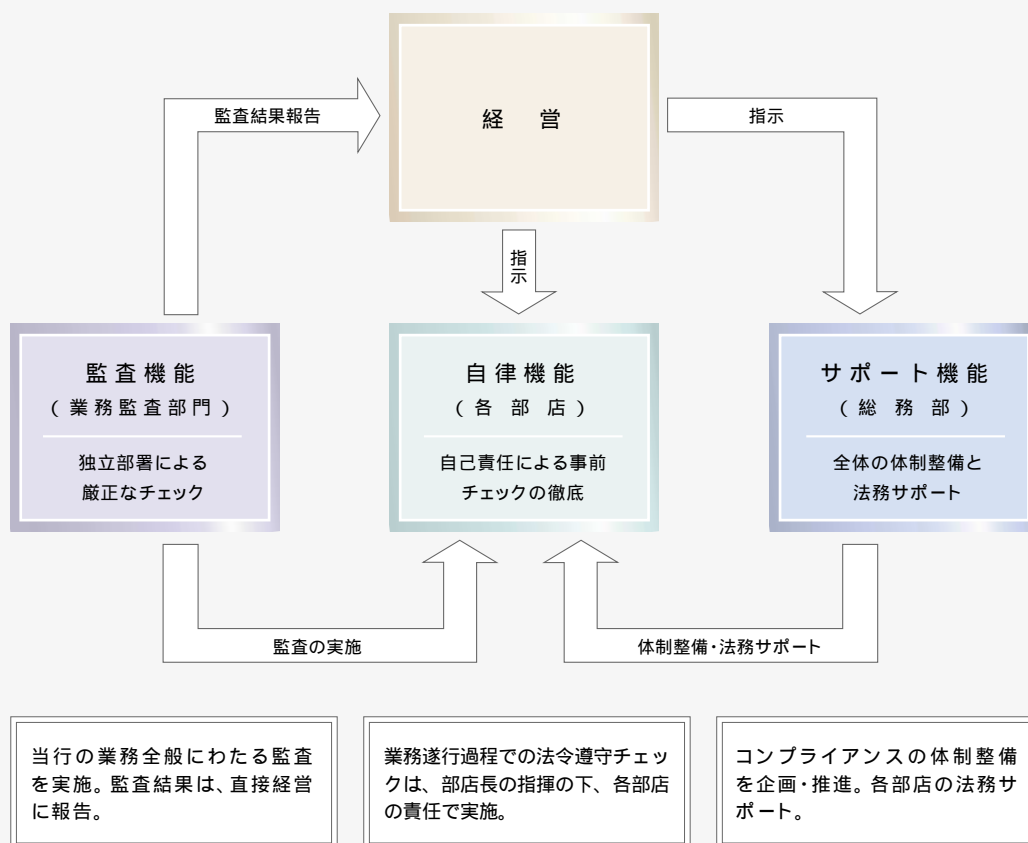
全役職員が、信用を重んじ、法律、規則を遵守し、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実に行動すること。

お客さまに一層価値あるサービスを提供し、以て、当行の事業を伸展させることが、株主や、お客さま、社会といったステークホルダー（利害関係者）とともに発展することにつながる。

● 当行のコンプライアンス体制

コンプライアンス体制整備を推進していくためには、まず法令遵守のための基本的な枠組みを明確化することが必要です。当行のコンプライアンス体制の基本は、「各部店が自己責任において自律的に法令を遵守し、事後に独立した業務監査部門が厳正な監査を行う二元構造」にあります。

この基本的な枠組みを有効に機能させるべく、当行は平成13年4月、行内の横断的組織としてコンプライアンス委員会を設



置しています。同委員会(委員長はコンプライアンス担当役員)は、行内の各種業務に関して、コンプライアンスの観点から広く検討・審議できるよう部長15名を委員としています。加えて、その検討・審議が、公平・中立な観点から真摯に行われるよう、社外の有識者を諮問委員として迎えています。

● コンプライアンス・マニュアル

当行は、コンプライアンス体制を徹底させるべく、平成13年4月に、「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布しました。このコンプライアンス・マニュアルは、単なる法令遵守にとどまらず、十分に自己規律を働かせた企業行動を選択するうえで必要な管理手順ならびに役職員の行動原則等を定めるものとして、取締役会の決議をもって制定されたものです。

役職員の行動原則は60の項目で構成されており、その各々について、役職員がその行動を選択するうえで目標・指針とできるよう、関係法令や具体例を交えつつ規定されています。



● コンプライアンス・プログラム

当行では、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画「コンプライアンス・プログラム」を、図に示したような4つのフェーズをベースに取締役会にて策定・決議しています。

平成13年度は、当行および連結対象各社におけるコンプライアンス体制を早期かつ円滑に機能させることをプログラムの基本方針として、各フェーズごとに具体的な計画を立案し、研修や監査の体制整備を進めています。また、前述のコンプライアンス体制の基本的枠組み、およびコンプライアンス・マニュアルに則った企業行動が確保されるように、各都店にコンプライアンス・オフィサーを配置し、都店ごとの自律的コンプライアンスの確保に努めています。

